01 住民健診（完全予約制）

【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291−34−6200

■ 体の異常や病気の「早期発見・早期治療」のために必ず受診を

▼ 申し込み方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください。各日程とも定員になり次第締め切ります。

申し込み方法	申込先	受付時間	受付期間
市公式ホームページ	「住民健診」で検索 または QR コードから申し込み▶	24 時間	8月24日(水)～9月7日(水) ※入力漏れがあると予約が取れない場合があります。
電話	健康増進課 ☎0291-34-6200	9:30～17:00	下記の日程表中「受付期間」のとおり

▼ 会場ごとの日程・受付期間

日程	会場	受付期間（電話で申し込みの場合）
10月26日(水)	太田地区館	8月24日(水)～26日(金)
10月27日(木)	西浦地区学習センター	
10月28日(金)★	麻生公民館	
10月29日(土)		
11月7日(月)	手賀地区学習センター	8月29日(月)～9月2日(金)
11月8日(火)	羽生地区学習センター	
11月9日(水)	玉造公民館	
11月17日(木)		
11月18日(金)	地域包括支援センター（旧玉造保健センター）	
11月19日(土)		
11月22日(火)	行方市保健センター（旧北浦保健センター）	9月5日(月)～7日(水)
11月24日(木)		
11月25日(金)		
11月26日(土)		

★視力・聴力セット検査実施日

※電話の混雑緩和のため、受付期間内でのお申し込みのご協力をお願いします。

▼ 健診当日の受付時間

9:30～11:30　または　13:00～15:00

※受付時間の指定はできません。受診日の2～3週間前に受付時間を記載した受診票を郵送します。

▼ 受診項目

項目		対象	個人負担金	内容
①基本健診	生活習慣病予防健診	19～39歳	1,000円	問診・身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査(脂質・肝機能・血糖値、貧血検査・尿酸・クレアチニン・eGFR)・心電図・眼底検査
	特定健康診査	40～75歳誕生日前で国民健康保険加入者または社会保険被扶養者※	1,000円※(40・45・50・55・70歳以上は無料)	上記+腹囲測定
	高齢者健康診査	75歳以上	無料	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査 ※心電図・眼底検査・貧血検査を追加できます。(別途料金が必要)
②結核・肺がん検診		19歳以上	無料	胸部X線検査
③大腸がん検診		40歳以上	500円	2日間採便検査
④前立腺がん検診		50～74歳の男性	500円	血液検査
⑤肝炎ウイルス検査		40歳以上で一度も検査を受けたことがない人	1,000円(40・45・50・55・60歳は無料)	血液検査

※社会保険被扶養者の方は加入している健康保険組合によって個人負担金が異なります。
当日「健康保険被保険者証」と「特定健康診査受診券」をご提示ください。

▼ 医療機関による出張検査

土浦協同病院なめがた地域医療センターが健診会場にて出張検査を実施します。

検査項目	実施日	会場	対象者	個人負担金
視力・聴力セット検査	10月28日(金)	麻生公民館	19～60歳	2,000円

◆次回以降の健康診査の予定◆

※総合健診の申し込みは11月頃を予定しています。

	日程	場所	内容
総合健診	令和5年1月15日(日)	麻生公民館	基本健診
	令和5年1月16日(月)	地域包括支援センター	肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・腹部超音波検査・肝炎ウイルス検査
	令和5年1月17日(火)	行方市保健センター	
	令和5年1月18日(水)		
追加検診	令和5年2月18日(土)	行方市保健センター	胃がん検診・腹部超音波検査のみ

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ　**医療機関健診のご案内**

○特定健康診査▶県内の医療機関で受診可能
○人間ドック等▶市が契約している医療機関で受診可能

ご希望される方は国保年金課へご相談ください。
国保年金課(玉造庁舎)　☎0299−55−0111

02 児童扶養手当・特別児童扶養手当 特別障害者手当・障害児福祉手当

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
社会福祉課（玉造庁舎）
☎0299−55−0111

■ 受給者は現況届を必ずご提出ください

所得状況や受給資格確認のため、毎年1回必ずご提出ください。提出されない場合は、今後の手当が受けられなくなることがありますのでご注意ください。

種類	受付期間	提出先		受付期間（夜間）
児童扶養手当	8/15(月) ～ 8/31(水) 8:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:15 ※閉庁日を除く	こども福祉課（玉造庁舎）	麻生総合窓口室（麻生庁舎） 北浦総合窓口室（北浦庁舎）	8/29（月）、8/30（火）、8/31（水） 17:15 ～ 20:00 ※こども福祉課のみで受け付け
特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当	8/12(金) ～ 8/31(水) 8:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:15 ※閉庁日を除く	社会福祉課（玉造庁舎）		8/29（月）、8/30（火） 17:15 ～ 20:00 ※社会福祉課のみで受け付け

03 特別職報酬等審議会委員

【問い合わせ】
総務課（麻生庁舎）
☎0299−72−0811

■ 公募委員を募集します

市では、市議会議員、市長、副市長、教育長、行政委員会委員等の報酬や給与について調査審議するため、特別職報酬等審議会を設置しています。この組織は、市内公共団体などの代表者と市民により構成されます。開催にあたり、市民の主体的参加による審議会の活性化を図るため、次のとおり公募委員を募集します。

審議会は9月～10月の平日2回程度、行方市役所にて開催予定です。

▼ **応募資格**
市内在住の18歳以上の方（市議会議員、市職員およびすでに市の行政委員会委員になっている者を除く）であって、平日に開催する会議に出席可能な方

▼ **定員**
2人　※応募者多数の場合は選考

▼ **報酬**
会議出席1回につき5,000円

▼ **申し込み方法**
応募用紙に記入し、持参または郵送
※応募用紙は、市のホームページからダウンロード可能。送付することも可能です。詳しくは、お問い合わせください。

▼ **応募締め切り**
8/19（金）

▼ **提出先**
〒311-3892　行方市麻生1561-9
総務課（麻生庁舎）

04 沿道樹木等の適正管理

【問い合わせ】
道路維持課（玉造庁舎）
☎ 0299−55−0111
鉾田工事事務所 道路管理課
☎ 0291−33−2143

■ 道路上に張り出している樹木等の伐採・せん定のお願い

道路や歩道に枝が張り出していると、接触したり、枯れ枝が落下したり、木が道路へ倒れたりして、歩行者や自動車の通行に支障となることがあります。これらが原因で、歩行者や自動車等に事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがありますので、沿道樹木等の適正な管理をお願いします。なお、風雨等により建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として、道路管理者においてせん定または伐採し、安全確保を行いますので、ご理解をお願いします。

▼ **建築限界とは**

（道路法第 30 条および道路構造令第 12 条）
道路を安全に通行するため、車道の上空 4.5 m、歩道の上空 2.5 mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

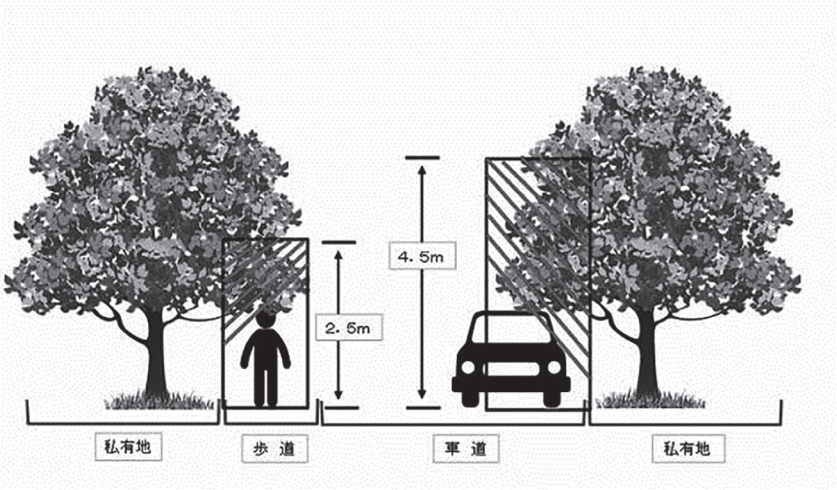

▼ **伐採・せん定するときの注意事項**

・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
・作業の安全確保、また、通行車両、歩行者、自転車等への安全確保に十分配慮してください。

05 イノシシによる被害対策

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291−35−2111

■「イノシシに来られない環境」を整備することも大切です

捕獲駆除や防護柵以外の対策もしっかり実施しましょう。

▼ **ポイント**

①隠れ場所をなくそう！
草むらやヤブ耕作放棄地などの草を刈って隠れ場所をなくしましょう。
②餌場をなくそう！
くず野菜や生ごみの放置をなくしましょう。
③囲いで守ろう！
トタン柵・ワイヤーメッシュ・電気柵などでしっかりと囲みましょう。

もしイノシシに出会ってしまったら・・・
慌てず、騒がず、イノシシを刺激しないようにゆっくりその場を離れてください。

06 合併処理浄化槽への転換を

【問い合わせ】
下水道課（玉造庁舎）
☎ 0299−55−0111

■ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換しましょう

公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域では、浄化槽により生活排水を処理することになっています。単独処理浄化槽は、し尿を処理するのみで、生活雑排水は未処理のまま河川等に流れてしまい、環境汚染の大きな原因となっています。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ 1/8 に減らすことができます。

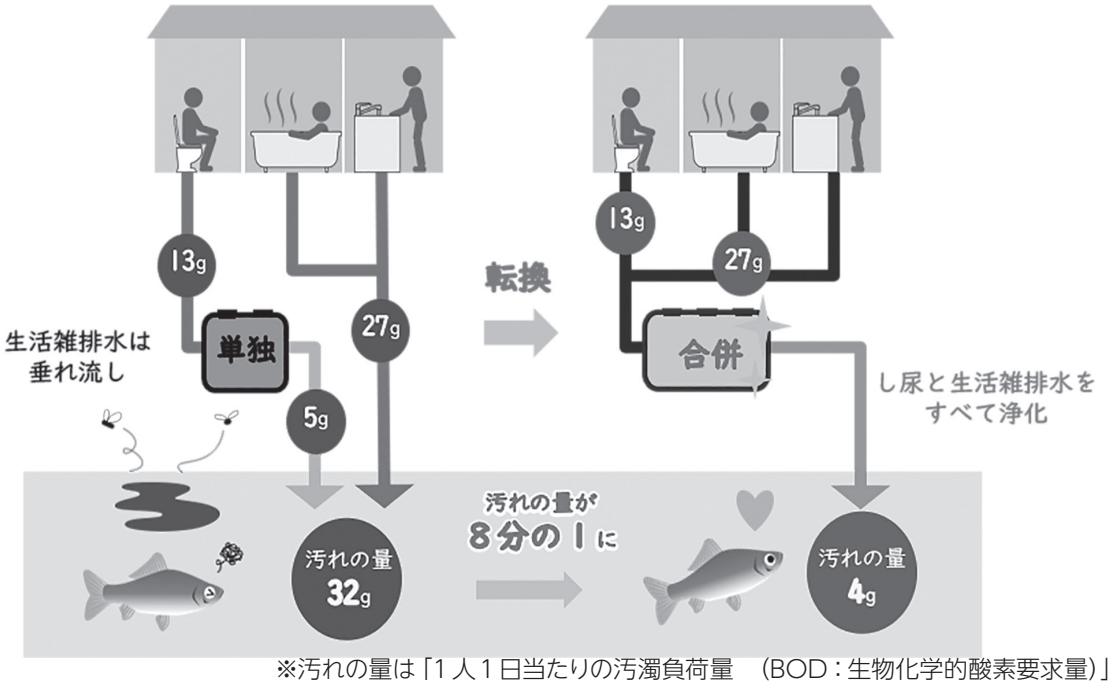

※汚れの量は「1 人 1 日当たりの汚濁負荷量　(BOD：生物化学的酸素要求量)」

▼ 転換に関する補助金

対象となる浄化槽 … 高度処理 NP 型合併処理浄化槽（国土交通大臣型式認定浄化槽に限る）

補助対象費用	条件等	補助限度額
浄化槽設置工事費	新築	5 人槽　822,000 円 7 人槽　1,111,000 円 10 人槽　1,585,000 円
	単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換（入れ替え）	5 人槽　1,071,000 円 7 人槽　1,422,000 円 10 人槽　1,996,000 円
単独処理浄化槽（トイレ便槽）撤去工事費		90,000 円
宅内配管工事費		300,000 円

※工事費用が限度額未満の際は、実際の工事費用が補助されます。

▼ 補助金の申請方法

申請書等を下水道課へ提出
詳しくは、お問い合わせください。

07 ごみ収集

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎0291−35−2111
環境美化センター
☎0299−72−1853

■ 8/13（土）～8/15（月）は環境美化センター休業日です

お盆前後は環境美化センターが大変混み合いますので、ごみの持ち込みは早めにお願いします。集積場等でのごみ収集は、通常通り実施します。

日付	ごみ収集状況	環境美化センターへの持ち込み
8/13（土）	北浦地区の燃えるごみ・資源ごみ収集日 紙類の資源ごみ回収日（各ストックヤードへ） 布類の資源ごみ回収日（各回収場所へ）	不可
8/14（日）	紙類の資源ごみ回収日（各ストックヤードへ）	
8/15（月）	麻生地区の燃えるごみ・資源ごみ収集日	

※ごみは、収集日当日の8:00までに集積所へ出すようにしてください。夜間のごみ出しはやめましょう。

08 こんにちは訪問

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎0291−35−2111

■ 家庭教育支援員が訪問します

家庭教育支援員がご家庭を訪問して、子育てに関する相談を承ったり、家庭教育に関する内容の情報提供などを行います。支援員は、地域の子育て経験者や教員OB・OGをはじめとする地域の人材で組織されています。

▼ **対象者**
市内在住で小学校1年生の家庭（全戸訪問）

▼ **訪問者**
家庭教育支援員（2人体制の3チーム）

▼ **時期**
9月から11月まで
麻生地区→北浦地区→玉造地区の順に実施予定
※必ずしも自宅でお待ちいただく必要はありません。不在の場合は、家庭教育や子育てに関する情報チラシ等を置いていきます。

▼ **内容**
(1) 保護者からの相談への対応
(2) 保護者に対して家庭教育に関する内容の情報提供
(3) 専門機関への橋渡し

09 市税と保険料

【問い合わせ】
収納対策課（納付全般）・税務課（市税）
麻生庁舎　☎0299−72−0811
介護福祉課（介護保険料）・国保年金課（後期高齢者医療保険料）
玉造庁舎　☎0299−55−0111

不動産公売の案内

差押不動産の会場公売を実施します。
買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や、市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

- 公売日　令和4年10月5日（水）
- 受け付け　**12:50**　開始
- 公売会場　茨城県行方合同庁舎　2階　大会議室（行方市麻生1700-6）

売却区分番号	所　在	地番	地目	地積（㎡）	見積価額（円）	公売保証金(円)
22-1	行方市羽生字鳥塚	2240番	田	1,697	210,000	要しない
22-2	行方市白浜字苅場	1957番	田	925	60,000	要しない
22-3	行方市白浜字上ノ宿	285番	宅地	442.97	820,000	90,000
22-5	行方市小貫字上大和名	182番5	畑	474	120,000	20,000
22-6	行方市小貫字切境	106番1	田	1,415	230,000	30,000
22-7	行方市小貫字削田	57番1	田	1,585	340,000	40,000

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続き等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階　TEL0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売日前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課までご確認ください。

8月の市税と保険料は・・・
市・県民税　第2期　国民健康保険税　第2期
介護保険料　第3期　後期高齢者医療保険料　第2期
納期限（振替日）は8月31日です。

行方の魅力発信広報番組「なめトーク」

Lucky FM 茨城放送
FM 88.1/94.6　AM 1197/1458

Lucky FM 茨城放送（水戸局94.6MHz、守谷・日立局88.1MHz、水戸局1197kHz、土浦・県西中継局1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは鹿行地域でお聴きいただけます

ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア
鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）
■周波数　76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

防災対応型エリア放送 52 チャンネル

なめがたエリアテレビ電波拡張のお知らせ

現在、市が進めている防災対応型エリア放送「なめがたエリアテレビ」については、微弱な電波での許可のため、防風林等の遮蔽物により、ご家庭での受信に格差が生じており、大変ご迷惑をお掛けしています。市では、これらに対処するため、送信アンテナ置局箇所の増設や放送波の出力増強工事について、所管官庁（総務省）と協議を進めながら、順次対応しています。

令和3年度から令和4年度にかけて、送信アンテナ置局 24 箇所の増設工事を進めています。令和4年6月末現在で工事が完了し、開局した箇所については以下のとおりです。

局名	電波拡張エリア
行戸５	行戸消防団機庫周辺
小貫エリア	旧小貫小学校周辺
小貫７	香取児童館周辺
長野江４	化蘇沼稲荷神社北周辺
行方１	光照寺周辺
大和郵便局	大和郵便局周辺

開局箇所周辺（送信アンテナから半径1ｋｍ程度の範囲）にお住まいのご家庭においては、お手数でもチャンネルスキャンをお試しくださるようお願いします。

※チャンネルスキャンの方法はこちらから
https://www.city.namegata.ibaraki.jp/areaTV/pdf/guide_210826.pdf
または右の QR コードから▶

また、開局したエリアは、視聴状況確認のため、職員等による世帯訪問を進めていきますので、ご協力をお願いします。（※職員等は身分証明書を携行しています）

なお、電波拡張エリアであっても、チャンネルスキャンの結果、受信できない場合は、市負担による専用アンテナ設置等の工事を実施しますので、お手数でも事業推進課までご連絡ください。

なめがたエリアテレビに係るチャンネル設定やアンテナ設置工事に対して、市が市民の皆さんから、原則金銭的なご負担をいただくことはありません。（ただし、ご家庭のアンテナが特殊な配線をしている場合や、ご家庭内の配線が老朽化等により対応できない場合等は除きます）

整備中の送信アンテナ置局は開局次第、市報および市ホームページで随時お知らせします。

【問い合わせ】　事業推進課（麻生庁舎）
エリアテレビお問い合わせ専用
フリーダイヤル　0120-72-0818
メールアドレス　name-tv@city.namegata.lg.jp

笑顔を守る　未来を繋ぐ
11ネ!（いいね）
なめがたエリアテレビ